

企業見学会・実践支援及びフォーラム開催事業業務委託仕様書

1 業務の目的

本事業は、県内の働く場において、ジェンダーギャップを解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる、令和モデル(※1)の社会・職場環境づくりを目的に、3つの業務を実施するものである。

1つ目は、性別役割分担にとらわれない働き方の実現に向けて先進的な取組の学びと実践を促すため、企業等のトップ層や管理職、人事担当者等を対象として、女性リーダー登用や誰もが活躍できる職場環境づくりなどに先進的に取り組む企業の見学会とワークショップの機会を設けるものである。

2つ目は、企業における具体的な取組を支援するため、女性活躍に関する専門的知見を有するアドバイザーを企業等に派遣し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行動計画(以下「行動計画」という。)の策定支援を行うとともに、「輝くみえのミライ☆三重県会議」への会員登録及び取組宣言の働きかけを行うものである。

3つ目は、ジェンダーギャップ解消に向けた取組の成果発表の場としてフォーラムを開催し、企業トップ層の意識啓発を図るための基調講演等も実施することにより、県内全体に取組の定着及び波及を図るものである。

なお、本業務は、地方公共団体が地域の実情に応じて行う女性の活躍の推進に資する取組を支援することにより、地域内における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を迅速に重点的に推進することを目的とする内閣府の「地域女性活躍推進交付金」を活用し、実施するものである。

2 業務名

企業見学会・実践支援及びフォーラム開催事業業務

3 委託期間

契約日から令和9年3月12日(金)まで

4 委託業務の内容

(1) 企業等トップ層向けの企業見学会

① 趣旨

企業等のトップ層と管理職の意識啓発を図るため、三重県内の企業の大多数を占める中小企業等のトップ層を対象として、ジェンダーギャップ解消に向けた気づきを促し、各企業における具体的な取組の実践につなげる企業見学とワークショップを開催する。

② 概要

三重県内の企業・団体のトップ層及び人事・労務担当者(管理職等)を対象とし、参加者を公募のうえ、先進企業の見学及びワークショップを実施する。

※1 「令和モデル」とは、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会への変革が実現した姿。【出典：令和5年版 男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局)】

- ア) 実施回数 2回 (2～3時間程度を想定)
- イ) 実施場所 三重県内の企業の事業所等とする。
- ウ) 募集人数 各15名程度を目安とする。
- エ) 開催時期 令和8年10月から11月頃を想定する。

※見学先企業については、業種や地域バランス等を考慮し複数提案し、県と受託者が協議のうえ決定する。

なお、2回のうち1回については、ジェンダーギャップ解消に向けた先進的な取組を実践しており、三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略の検討会議委員も務めた次の企業での見学会を実施すること。

企業名：株式会社浅井農園（津市高野尾町 4951 番地）

③ 企業見学会の内容

誰もが家庭でも仕事でも活躍できる令和モデルの社会・職場環境づくりの実現に向け、女性リーダー登用やジェンダーギャップ解消に先進的に取り組む企業を見学すること。

ア) 企業紹介と企業見学

受入企業からは取組内容の説明に加え、経営トップの考えや取組に対する思い、実際に働く社員（可能であれば女性社員を含む）から、現場の実態や働き方に関する生の声も紹介してもらうなど、参加者の理解が深まるよう工夫すること。

イ) 小講座

受託者が選定した講師により、ア)の振り返りを行うとともに、自社での取組につなげるための視点やポイントを整理するための小講座を実施すること。

ウ) 意見交換

取組の実践にあたっての具体的な工夫や課題について理解を深めるため、受入企業の社員と参加者による意見交換の機会を設けること。なお、必要に応じて、イ)の講師が進行役を担うこと。

エ) その他

上記のほか、業務の趣旨をふまえ効果的と認められるもの

④ 開催にかかる留意点

ア) 参加者に対してアンケートを実施すること。

イ) 受入企業への謝金、その他運営に係る全ての経費は委託費に含めること。

ウ) 本見学会の開催にあたり、募集チラシを2,000枚作成し、1,000枚を県に納品、1,000枚を受託者が経済団体等に適宜配布し、効果的な参加者募集に努めること。

エ) 本見学会の運営にあたっては、運営及び進行にかかる手順を記した「運営マニュアル」及び「進行台本」を作成し、必要に応じて参加者及びスタッフへの配布を行うほか、参加者との事前調整、資料作成、受入企業との調整を経た会場レイアウトの検討や会場設営・撤収、進行、参加者への案内など、見学会の運営に必要な一切の業務を行うこととする。

(2) 女性活躍推進法に基づく行動計画策定等の支援

① 趣旨

企業等トップの意識啓発を具体的な取組につなげるため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている常時雇用労働者 100 人以下の企業を対象に、行動計画の策定支援を行い、県内における女性が活躍できる職場環境の整備を図るものである。

② 女性活躍推進アドバイザーの配置

女性活躍推進に関する専門的知識を有するアドバイザーを配置し、県内に本社又は本店を置く常時雇用労働者数 100 人以下の事業者に対して、アドバイザーによる助言等を行い、行動計画の策定を支援する。

また、支援先事業者に対しては、「輝くみえのミライ☆三重県会議」に未加入の場合には会員登録を促すとともに、取組宣言の働きかけを行うなど、女性活躍の推進に関する県の施策への協力を呼びかけることとする。

さらに、女性特有の健康課題やハラスメント対策についても理解を深められるよう、助言等を行うこととする。

③ 支援件数について

上記②について、下表に示す項目について基準数以上の支援を行う。

項目	基準数
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した事業所数（更新含む）	10 ※2

※2 本アドバイザーの支援により行動計画を策定し、三重労働局に受理された事業所数とする。

④ 業務にあたっての留意事項

ア) アドバイザーには、女性の活躍推進に関する知識を有し、事業所に対して適切な助言を行い、行動計画策定のための支援を行うことができる者（社会保険労務士等）に従事させること。

イ) 契約満了時において、上記③に定める支援件数が基準数を満たさなかった場合は、不足件数に応じて委託金額を減額することがある。なお、減額する金額については、別途県が定めるものとする。

ウ) 業務完了報告時に、支援を行った事業者ごとの対応結果を取りまとめた報告書を提出することとする。なお、報告書の様式等は、別途県の指示によるものとする。また、支援した事業所が策定した一般事業主行動計画の写し（三重労働局の受理が確認できるもの）を併せて提出すること。

エ) 本事業の周知を図るため、チラシを 2,000 枚作成し、1,000 枚を県に納品するとともに、残りについては受託者において関係機関等へ配布するなど、効果的な周知を行うこと。

オ) 支援は、原則としてアドバイザーが事業者を訪問して実施することとする。ただし、事業者の状況や支援内容等を踏まえ、県と協議のうえ効果的に実施

できると認められる場合は、Web 会議システムを活用した遠隔での実施も可能とする。なお、Web 会議システムの利用環境等については、受託者の責任において確保すること。

カ) 上記（１）企業等トップ層向けの企業見学会の参加企業から希望があった場合、優先的にアドバイザーを派遣できるよう調整すること。

（３）フォーラムの開催

① 趣旨

上記（１）で実施した企業見学会を含むジェンダーギャップ解消に向けた取組の成果発表の場として、フォーラムを開催するとともに、企業トップ層及び男性の意識改革を促進し、県内全体への取組の定着及び波及を図る。

② 開催日時

令和 9 年 1 月下旬から 2 月中旬頃（3 時間程度を想定）

③ 開催方法

会場開催およびリアルタイムのオンライン配信によるハイブリット形式とする。

④ 開催場所

津市内で 100 名程度を収容可能なホール等とし、県と受託者が協議のうえ決定する。

⑤ 参加対象者

県内を中心とした事業所の経営者層及び人事労務担当者をはじめ、働いている方全般、自治体職員、学生、メディア関係者等
（会場参加 100 名程度を目安とする）

⑥ 開催内容

ア) 働く場における女性の活躍推進に不可欠なトップ及び男性の意識改革を促す基調講演（対談形式とすることも可）

- ・ 講師は、ジェンダーギャップの解消に関し、県内外で企業や自治体で講演実績を有する者、又は先進的な取組を行っている企業のトップ層とし、複数名を提案し、県と協議のうえ決定すること。

イ) 上記（１）の事業の受け入れ企業・参加企業等による取組発表

- ・ 受け入れ企業及び参加企業の中から、県が選定した 1～2 者程度による取組発表を行うこと。
- ・ 発表企業はスライド等を用いて自社の取組を発表するものとする。
- ・ 受託者は発表内容の調整及び当日の運営に必要な調整を行うこと。

ウ) 女性向けキャリアデザイン支援事業の参加者等による発表

- ・ 令和 8 年度に実施する女性向けキャリアデザイン支援事業の参加者等の中から、県が選定した代表者による取組発表を行うこと。

- ・発表企業はスライド等を用いて取組を発表するものとする。
- ・受託者は発表内容の調整及び当日の運営に必要な調整を行うこと。

エ) パネルディスカッション

- ・ジェンダーギャップ解消に向けた課題と展望等について、登壇者等によるパネルディスカッションを実施すること。
- ・進行役については複数名を提案し、県と協議の上決定すること。なお、進行役は当該分野において、国の審議会委員、有識者会議構成員等を務めるなど、国の施策の検討等に関与している実績を有する者であることが望ましい。

オ) その他 ※オンライン配信はなし

- ・会場参加者の満足度及び参加意義を高めるための内容やプログラムについて提案すること（オンライン参加との差別化を図る）。

⑦ 開催にかかる留意点

- ア) 参加者に対してアンケートを実施すること。
- イ) オンライン配信に必要な設備や通信環境、機器等は受託者において準備すること。
- ウ) 本番の1か月前までに会場を下見のうえ、通信環境や設備の確認を行うこと。なお、下見にかかる費用等も委託料に含めること。
- エ) 開催にあたり、フォーラムの進行を行う司会を用意すること。
- オ) フォーラムを周知するためのA4サイズ（カラー）のチラシを2000枚作成し、1,000枚を県に納品するとともに、残りについては受託者において関係機関等へ配布するなど、効果的な周知を行うこと。
- カ) 参加者募集のため、効果的な広報に努めること。
- キ) 希望に応じて託児サービス、手話通訳もしくは要約筆記を実施すること。
- ク) 来場者配布用のプログラムを作成すること。
- ケ) 会場使用料等運営に係る経費は全て委託費に含めることとする。

⑧ 開催概要動画の作成

オンライン配信を録画したものを適宜編集のうえ、県に納品すること。

成果品：電子データ（MP4形式）

納品：別途県が定める期日にダイバーシティ社会推進課（以下「本課」という。）へ納品することとする。

(4) 開催概要（冊子）の作成

フォーラム、企業見学会、その他令和8年度の事業（女性向けキャリアデザイン支援事業、企業トップの本気宣言等）の実施内容やその成果等をまとめた冊子を作成する。

仕様：A4カラー（見開き）1,000部以上
表紙、裏表紙＋6ページ程度の内容

留意点：受託者において、フォーラム等の写真撮影等を行い、文面案を作成することとする。（受託事業以外の写真は本課から提供可）

成果品：紙媒体及び電子データ

納品：別途県が定める期日に本課へ納品することとする。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容を踏まえ、最終的に県が決定を行うものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度県と協議するものとする。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は県に属するものとする。
- (5) 受託者は、県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

6 必要書類の提出等

受託者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに本課に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 行程表
- (3) 個人情報責任体制等報告書
- (4) その他、県が必要とする書類

7 納品する成果品

業務完了後、速やかに業務完了報告書（様式任意、A4判・両面印刷）を提出して完了検査を受けることとする。

なお、業務完了報告書には次の項目を含むこと。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (3) 委託業務収支決算（計算）書
- (4) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (5) 紙媒体以外による活動の場合は、写真等、履行状況が確認できるもの
- (6) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (7) 上記資料に関する電子データ 1式（CD-R等）

8 特記事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。なお、「個人情報の保護に関する法律」第176条、第180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたとき

は、次の義務を負うものとする。

- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより
工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、
委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が上記(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重
県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により
三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。